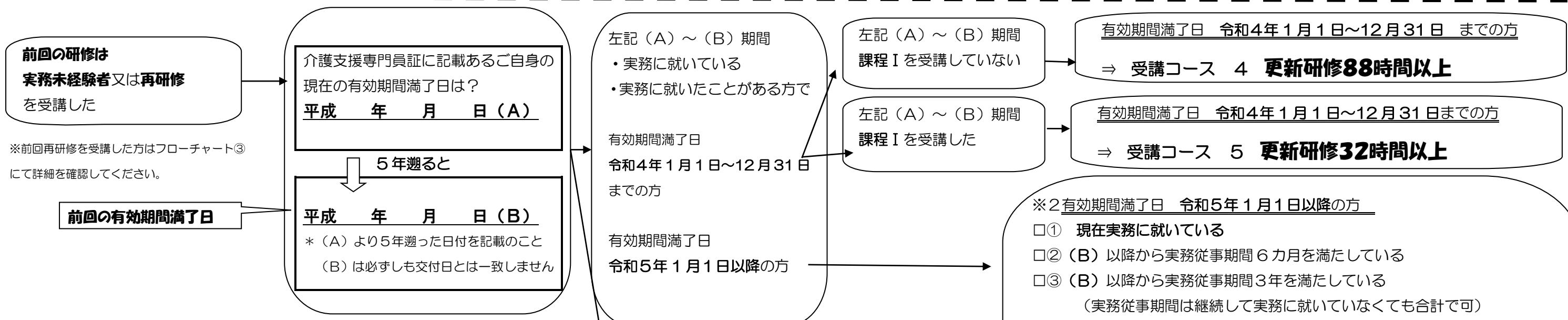
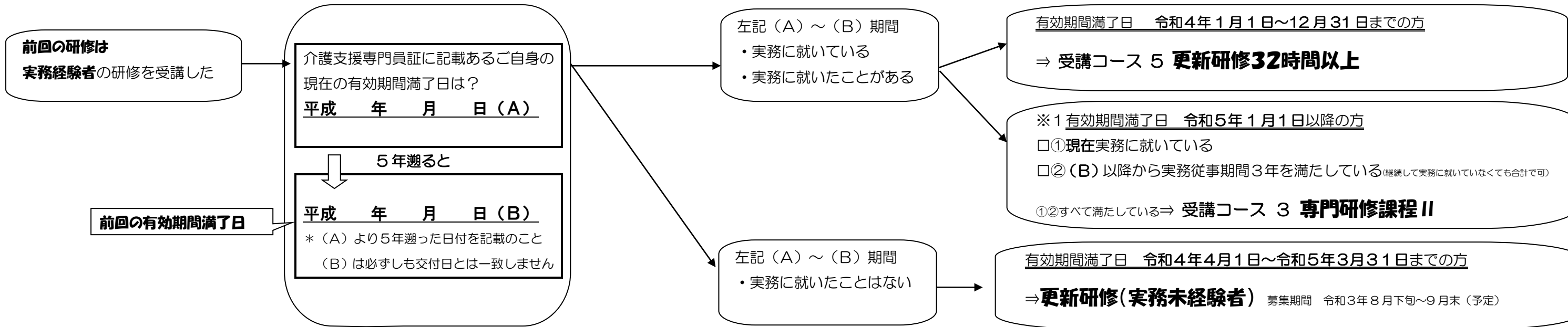


**2回目以降の更新に必要な研修のフローチャート【令和3年度版】**



**有効期間満了日までに研修を修了することができない方**  
→研修の機会を逃している可能性があります  
有効期間満了日以降に開催される再研修を受講することで、新たな専門員証交付手続きを行うことができます

※1、※2 有効期間満了日が令和5年1月1日以降で受講要件に満たない方  
①、②、③を満たしていない→次年度以降の研修を受講してください

専門・更新研修対象の方で、愛知県外の登録の方→  
福祉人材センター（052-212-5516）までお問い合わせください

参考) 令和4年度研修対象の方  
更新研修(実務経験者) 有効期間満了日 令和5年1月1日~12月31日までの方  
更新研修(実務未経験者) 有効期間満了日 令和5年4月1日~令和6年3月31日までの方

